（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第二十九条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　研究開発に関する審議会による意見聴取（第一条・第二条）

第二章　会計監査人の監査を要しない独立行政法人（第三条）

第三章　不要財産等の国庫納付等（第四条―第十条）

第四章　人事管理（第十一条―第二十条）

第五章　積立金及び国庫納付金（第二十一条―第二十四条）

第六章　教育公務員の範囲（第二十五条）

附則

第一章　研究開発に関する審議会による意見聴取

第一条を次のように改める。

（意見聴取の対象から除かれる研究開発の事務及び事業）

第一条　独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十五条の四第四項に規定する軽微な研究開発（通則法第二条第三項に規定する研究開発をいう。以下同じ。）の事務及び事業として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　国立研究開発法人情報通信研究機構が行う研究開発の事務及び事業であって、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第五号に掲げる業務に係るもの

二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う研究開発の事務及び事業であって、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第五号、第六号及び第九号に掲げる業務（酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業及びたばこ販売業に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務に係るもの

三　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う研究開発の事務及び事業であって、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に係るもの

第九条の見出しを削り、同条中「独立行政法人物質・材料研究機構法」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構法」に、「独立行政法人防災科学技術研究所法」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所法」に、「独立行政法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」に、「独立行政法人産業技術総合研究所法」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改め、同条を第二十五条とする。

第八条第一項中「別表」を「別表第一」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法人」に、「、同表」を「同表」に改め、「会計に」の下に「、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、それぞれ」を加え、同条第二項中「別表」を「別表第一」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法人、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人又は別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章　教育公務員の範囲

第七条中「国庫納付金は、」の下に「別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人にあっては」を、「までに」の下に「、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人にあっては中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人にあっては当該事業年度の翌事業年度の七月十日までに」を加え、同条を第二十三条とする。

第六条第一項中「別表」を「別表第一」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第二」と、「に、当該期間最後の事業年度」とあるのは「に、当該期間最後の事業年度（中長期目標の期間（通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間をいう。）の最後の事業年度をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「前条第三項において読み替えて準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、同項中「同表」とあるのは「別表第三」と、「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、同項ただし書中「前条第一項」とあるのは「同条第四項において読み替えて準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第六条を第二十二条とする。

第五条第一項中「別表の第一欄」を「別表第一の第一欄」に、「独立行政法人」を「中期目標管理法人」に改め、同項第一号及び同条第二項中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前二項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人について準用する。この場合において、第一項中「第二十九条第二項第一号」とあるのは「第三十五条の四第二項第一号」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、「同表」とあるのは「別表第二」と、同項第一号及び前項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

4　第一項及び第二項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人について準用する。この場合において、第一項中「通則法第三十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）」とあるのは「毎事業年度」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、「当該中期目標の期間の次の中期目標の期間」とあり、及び「次の中期目標の期間の最初の事業年度」とあるのは「翌事業年度」と、同項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、第二項中「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」と、「別表第一」とあるのは「別表第三」と読み替えるものとする。

第五条を第二十一条とする。

第四条第二号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　積立金及び国庫納付金

第三条の見出しを「（行政執行法人による報告）」に改め、同条を第十九条とし、第二条の八を第十条とし、同条の次に次の章名及び八条を加える。

第四章　人事管理

（円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲）

第十一条　通則法第五十条の四第二項第一号に規定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　基礎研究

二　福祉に関する業務

三　研究開発に関する業務（第一号に掲げる業務を除く。）

（離職を余儀なくされることが見込まれる中期目標管理法人役職員の人数）

第十二条　通則法第五十条の四第二項第五号に規定する政令で定める人数は、三十人とする。